

令和6年度の村民税・県民税・森林環境税 納税通知書兼決定通知書を郵送します



村では、6月10日(月)から、令和6年度の「村民税・県民税・森林環境税 納税通知書兼決定通知書」を郵送します。通知書を受け取ったら、内容を必ずご確認ください。課税内容に誤りがある場合や毎年通知書を受け取っている方で、6月21日(金)までに通知書が届かない場合は、お問い合わせください。

なお、給与所得者で、村民税・県民税及び森林環境税が給与から天引きになっている方には、事業所を通じて「特別徴収税額の決定通知書」(緑色・圧着式)を配布しています。

【問い合わせ】税務課(☎282-1711)▽課税に関すること…住民税担当(内線1117～1119)▽納付・口座振替に関すること…収納管理室(内線1114～1116)

●令和6年度からの変更点

令和6年度から、森林の整備や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進に関する施策の財源として、**森林環境税**(国税、年額1,000円)が課税され、村民税・県民税と併せて村が徴収することとなっています。森林環境税については、その税収の全額が森林環境譲与税として都道府県・市町村へ譲与されます。

また、平成26年度から令和5年度まで東日本大震災からの復興財源として、1,000円(村民税500円・県民税500円)が均等割に加算されていましたが、令和5年度をもって終了しました。

	令和6年度から				令和5年度			
森林環境税 (国税)	1,000円				-			
村民税	均等割	3,000円	所得割	6%	均等割	3,500円 (内 復興財源500円)	所得割	6%
県民税		2,000円 (内 森林湖沼環境税1,000円)		4%		2,500円 (内 復興財源500円、 森林湖沼環境税1,000円)		4%

※変更点：赤字

●3月16日以降に確定申告をした方は、申告内容が税額等に反映されていない場合があります

3月16日以降に確定申告をした方は、当該申告書の申告内容が、今回送付の通知書に反映されていない場合があります。その際は、村が申告内容を確認でき次第、次の納期等での課税又は税額変更等を行い、改めて通知書をお送りします。

なお、通知書に税額等が反映されなかった場合、村民税・県民税の情報を基とする国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料の税額や給付の判定等に影響する場合があります。保険料等に変更があった方については、変更通知書等でお知らせします。

●納税は、便利・安心・確実な口座振替をお勧めします！

▽村内金融機関窓口での申し込みに必要なもの…通帳、金融機関の届け出印、納税通知書

▽税務課(役場行政棟1階)での申し込みに必要なもの…キャッシュカード(要暗証番号入力)、来庁者の本人確認書類

※第1期分からの口座振替を希望する方は、6月20日(木)までに税務課で手続きをお願いします。

●納税に、スマートフォン決済や二次元コード決済も利用できます！

【スマートフォン決済アプリでの納付は…】

納付書に印刷されているコンビニ収納用バーコードをスマートフォン決済アプリ(「Pay Pay」「LINE Pay 請求書払い」「Pay B」に限る)で読み取ることで納付できます。詳細については、各スマートフォン決済アプリのホームページ等をご確認ください。

【「e L-Q R」(二次元コード)による納付は…】

二次元コード(e L-Q R)が記載された納税通知書は、二次元コード納付に対応した金融機関や各種スマートフォン決済・クレジットカードでも納付が可能です。利用可能なスマートフォン決済などの最新の情報は「地方税お支払サイト」をご覧ください。▲詳細はこちら



▲詳細はこちら

令和6年度の村民税・県民税(所得割)の定額減税について

令和6年度税制改正により、令和6年度の村民税・県民税(所得割)において定額減税が実施されることとなりました。定額減税の概要は以下のとおりです。

対象となる方

- 前年の合計所得金額が1,805万円以下の村民税・県民税(所得割)が課税される方
均等割のみが課税される方を除きます。

減税額

- 本人、配偶者を含む扶養親族1人につき、1万円
 - ※1 定額減税の対象となる方は、国内に住所を有する方に限ります。
 - ※2 同一生計配偶者および扶養親族の判定は、原則、前年12月31日の現況によります。
 - ※3 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の方がいる場合は、令和7年度の村民税・県民税(所得割)において1万円の定額減税が行われます。

減税方法

①給与所得者の方

(給与所得に係る特別徴収)

➢令和6年6月分は天引きされず、定額減税後の税額が令和6年7月分～令和7年5月分の11か月で天引きされます。

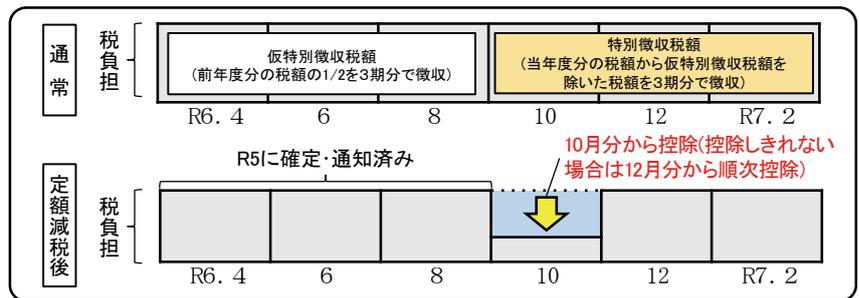
※**定額減税の対象とならない方は、従来通り、6月から天引きされます。**

②事業所得者等の方(普通徴収)

➢定額減税前の税額をもとに算出された第1期分(令和6年7月1日納期分)の税額から控除され、控除しきれない場合は、第2期分(令和6年9月2日納期分)以降の税額から、順次控除されます。

③年金所得者の方(公的年金に係る所得に係る特別徴収)

➢定額減税前の税額をもとに算出された令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除されます。



その他

- 減税額については、「納税通知書兼決定通知書」の裏面又は「特別徴収税額の決定通知書」の摘要欄に記載があります。
- 定額減税は、住宅借入金等特別税額控除や寄附金税額控除など、全ての控除が行われた後の村民税・県民税所得割額から減税されます。
- 減税しきれない場合は、別途給付金(調整給付)が支給されます。給付金の詳細は内閣官房ホームページ「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」をご参照ください。
- 所得税(国税)の定額減税の詳細については、国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」をご参照ください。



▲内閣官房
ホームページ



▲国税庁
ホームページ